

川島桶川資源循環組合管理者の専決処分事項の指定について

令和 7 年 4 月 3 0 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次の事項については、管理者において専決処分することができる。

記

- (1) 組合が当事者である和解（ただし、裁判上の和解を除く。）
で、その額が 5 0 万円以下のもの
- (2) 法律上組合の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 5
0 万円以下のもの
- (3) 前 2 号の事項に関し、予算を定めること。